

# ハートフル・ネット

発行日 2010年4月1日  
発行所 社会福祉法人  
北九州市手をつなぐ育成会  
〒804-0067  
北九州市戸畑区汐井町1-6  
TEL (093) 884-1500  
FAX (093) 884-1501  
ホームページ www.kitaiku.com  
Email ikuseikai@kitaiku.com  
発行責任者 北原 守

## 日明リサイクル工房の富重結城さん 従業員から晴れて職員へ 育成会初/努力を重ね、夢を実現



日明リサイクル工房の従業員に囲まれる富重さん(前列左から4番目)



得意のフォークリフトを操る



安全第一を心がけている富重さん

暖かな日差しに桜の花が舞う中、日明リサイクル工房(就労継続支援A型事業所)の従業員の一人が、新たなチャレンジを始める。この4月から晴れて従業員から転進。職員として働くことになった富重結城さん(32歳)だ。育成会では、日明・本城両リサイクル工房で主に知的障害のある人を従業員として雇用しているが、嘱託職員へ転進するのは初めて。

富重さんが、日明リサイクルで働き始めてから8年。一般企業で働きたいという一念から、何事にも真面目に取り組んだ。フォークリフトの資格取得のため、職員の助けを借りて仕事の合間に運転練習。うまくいかずつらい場面も多々あったが、苦労を重ねて、みごと合格した。さらに、健常者でも難しい重機運転の資格も取る

など、自ら立てた目標に果敢にチャレンジし結果を出してきた。共に働く仲間からは、「いつもほがらかな人。その頑張りには励みになる」など、その温かい人柄に敬意を払うと同時に良い刺激も受けているようだ。また、職員や現場を支える業務員からは、「状況を良く見て動いてくれる。頼もしい」などと今後の期待を込めた言葉があった。富重さんは、「迷惑をかけないようがんばりたい」と謙虚だが、この背中を見て職員を含む多くの人々が励まされることだろう。

この4月から、育成会では第2次中期経営計画(22-24年度)がスタートする。その中の柱の一つが人材育成。このような、やる気とチャレンジ精神を持った「使命感あふれる人」を育てることを目指していく。

# 福祉をサービス業として捉える



16年前、日明リサイクル工房が開設された時、障害者雇用助成金の手続きで、「福祉事業はサービス業です。育成会はサービス業でも100人以上の職員の事業所ですので大企業と位置づけられます」と言われた事

が今でも強く思い出される。障害福祉事業はまだ措置制度の時代、国の日本標準産業分類では確かにサービス業として分類されているが、私の意識としては国の委託事業を担っているというものであった。利用する障害者に対してサービスを提供しているのではなく、指導・訓練によって更生を図る業務をしていると教えられ、またそれを実践すれば良いという時代であった。

福祉の基礎構造改革を経て、介護保険制度が導入されようとした頃から、福祉サービスという言葉が使われるようになり、障害福祉領域においても自立支援法の施行によってサービス提供という言葉が日常的に使われるようになってきた。福祉事業が社会福祉法人の独占でなく、NPOや企業の参入が始まったことによって一層“サービス業”の位置づけが鮮明になり、世間一般にサービス業として定着したと言える。

ただ、実体的に何がどれほど変わったのかという疑問があると言わざるを得ない。少なくとも障害福祉領域で言えば自立支援法が始まるまでは何も変わらなかったといえる。現在も本当の意味で「サービス業」だと思っている障害福祉関係者はまだ一部ではないだろうか。ある意味、職員の意識改革の根源はここにあるのではないか。では何故、障害福祉事業はサービス業であるという認識が進まないのだろうか、そこには障害福祉サービスの特性を強調するあまり、従前の特別な事業との意識が捨てきれずにいる実態がある。障害福祉サービスの特性とは次の4点、すなわち 専門職が担うサービス、利用者は身体的・精神的なハンディキャップを負っている社会的弱者、 国の政策的な制約、 人的資源をベースとした労働集約性の高さ、

北九州障害者しごとサポートセンター  
所長 比 舗 進

と言われているが、しかしこれらの特性も今日では新規参入してきた企業等も充分理解の上、事業展開をしており、時代の流れの中で、他のサービス産業との特異的な違いは薄れつつあるともいえる。社会福祉事業が運営から経営に転換し、淘汰や合併等が言われる中、サービス業としての効果的、効率的な経営が求められ、かつサービス内容の質的向上が優先課題となっている今日では、我々が追求すべきものは常に利用者のニーズに基づくサービス提供であり、その提供基盤と環境をしっかりと構築することが肝要である。

自立支援法の施行によって事業所の利用者数や利用率が収入に影響するという収益構造の変化は起きたが、事業目標及び結果を数字で示すことへの抵抗もあってか、経営としての福祉サービスへの取り組みは始まったばかりだ。サービス業として、収益を増やすために成すべき事は一つ、それは、サービスの提供側として利用者の満足度を最大限にまで上げようとすることであり、そのためには、まずは職員の経営努力が求められる。本来経営とは財務のことだけでなく、事業の根幹を成すサービスのあり方と考えるべきだろう。利用者に今まで以上に生活や活動を快適と感じて貰えるようなサービスへ、一歩でも近づくために、我々はどう行動すればいいのか、更なるコストダウンはどうすれば成せるのか、しっかりと議論を尽くし実践すべきだ。

サービスの基本は「常に相手の身になって考える」こと、利用者が苦情を言わない、自立支援法に対する不満はいつでも、事業所に不満は無い、と考えた時からサービスの停滞が始まる。サービスの供給側の論理でサービスを組み立てていくという考え方や行動を棄てない限り、障害福祉の常識は世間の非常識と言われても仕方がない時代に既に入っている。そのためにも競争は必要だ。「甘えの構造」ではなく、胸を張って良質なサービスを提供できること、それが法人を活性化させ、職員の処遇改善にも繋がっていく最善の道であると確信している。

## 東部エリアマネージャーに就任した諸富徳和さん(52)

ひ

と



### 魅力あるエリア作りに挑戦

平成21年度、この人が事業所長を務めた「北九州ひまわりの里」(門司区猿喰)は、事業移行とそれに合わせた全面的な改装、20人規模のケアホーム「たんぽぽ」の立ち上げなど、利用者ニーズに応えるべく事業を展開してきた。

また、利用者の地域移行への懸け橋として積極的に地域行事に参加。毎年1月に、地域住民との合同行事として「どんと焼き」を行っている。こういった、交流が盛んなのは、近隣の自治会などへの参加を積極的に進めてきたこの人の力が大きい。また他にも、韓国の障害者施設「長峰恵林再活院」との実務者交流研修も毎年行われていて、この10月開催の研修会で10回目を迎える。

堀田秀一郎中部エリアマネージャー(前東部エリアマネージャー)の補佐役として、副エリアマネージャーに就任したのが1年前。エリアの発展に伴う様々な難問に、同エリアマネージャーを中心として各事業所長らと共に挑んできた。そんな中、周囲からの信頼と人望、誠実な仕事振りが認められ、この4月から東部エリアマネージャーとして同エリア全域を統括する重責を担

うことになった。育成会でエリアマネージャーが誕生するのは4年ぶり。

今後の抱負について聞くと、「職員のチャレンジ精神を呼び起こす魅力あるエリアにしたい。」と笑顔で力強く語った。堀田中部エリアマネージャーは、この人を「どんなに厳しい状況でも根をあげないタフガイ。持ち前の粘り腰で一つ一つエリアの課題をクリアしていくことを期待している」と話す。

東部エリアでは、入所系事業所、通所系事業所、グループホーム・ケアホーム、ヘルパーステーション、通勤寮などの事業を展開。多種多様な資源がそろっている。これを有機的に繋げ最大限に生かすことで、利用者の細やかなニーズに応えることが可能となる。それには、事業所の枠を超えて職員が互いに切磋琢磨し、一つの目標を共有することが大切。同時に、職員がイキイキと仕事が出来れば、それが利用者満足の向上にもつながると考えているという。

西九州大学社会福祉学科を卒業したあと、福祉工場のある大川の家具会社に就職。より支援を必要とする障害者の力になりたいと、昭和56年に育成会へ入職。平成14年に「北九州ひまわりの里」の施設長に。家庭は妻と、娘2人。休みは、娘と共有している中型バイクを駆りツーリングに出る。いずれ、チャンスがあれば大型バイクで出かけたいと話す。戸畑区在住。

# 人づくりに重点/特色あるエリア事業へ

3月26日の理事会、評議員会で22年度の事業計画と予算が承認された。また、理事など役員の交代もあり、育成会は第2次中期経営計画がスタートする新しい船出を開始した。今回は、22年度事業計画と予算を紹介する。

国では障がい者制度改革推進会議（本部長：内閣総理大臣）を内閣に設置し、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者制度の集中的な改革を行うことになった。そして障害のある人の基本的人権の促進と保護を目的として新しい福祉サービスの在り方の検討に着手している。当面、障害者自立支援法は維持される方向であるが、法人育成会としてこれらの動向に注視していかなければならない。

このような福祉を取り巻く環境が変化しつつある中、育成会の第2次中期経営計画（22 - 24年度）がスタートする。同計画の中心は人づくりにあり、基本方針を「使命感あふれる人づくり、利用者満足のサービスづくり、自立に向けた法人づくり」の3項目としている。そして、福祉に対する本気の人を育てていき、育成会の中に考える力、創造する力を養い、よりよいサービスの提供と健全な法人経営を目指していく。

22年度事業計画は法人本部及び各エリアが第2次中期経営計画の基本方針を踏まえてまとめている。エリア体制が整いつつある中、重点目標の策定に特色が見られる様になり、エリアでの研修、職場環境の改善、サービスの自己チェック体制等の推進など独自性が表れてきた。一方、各エリアとも同様な事業計画となった点として事業所間の情報共有を図りながら福祉サービス提供者としての人材育成やサービスの向上を目指していることがあげられる。

22年度から総務部が本部事務局として再編されたことに伴い、本部機能の強化を打ち出し人材育成に重点を置いている。しごとサポート



22年度の事業計画と予算などを承認した理事会

センターでは数値目標の達成と仕事力のある職員づくり等を、居住サポートセンターでは相談支援機関としての基盤整備と人材育成等を重点項目として掲げている。また、研究センターでは研究開発、ナレッジマネジメント、国際活動の本格化を重点目標としている。

東部エリアでは『みんなで知恵をしばりながら利用者と共に満足感を分かち合う』をスローガンに、事業所の枠を超えてサービス部門毎に課題の解決に取り組み、ひとりひとりの職員が責任を担う計画。また、エリア体制強化を推進すると共に、サービス展開を実践できる人材を育成するとしている。

中部エリアは『自立した職員の育成』、『エリア制の確立』、『自立した運営』を重点項目とし、徹底的に利用者ニーズにそったサービス提供を実施。また、ナレッジマネジメントの推進による人材育成に重点を置いた経年研修や視察研修、専門研修等や業務改善活動による『働きやすい職場づくり』に取り組むことにしている。西部エリアでは今後の福祉情勢と各事業所の状況を踏まえ、職員の育成や事業推進が柔軟に対応できる体制づくりや意識変革を行う。特に、暮らしを見据えた個別支援計画の作成は、同エリア全体の最重点事業とし、各事業所間が連携し

スムーズに事業推進できるようなシステム構築や基盤整備を進めることとしている。

その上で各エリアの施設・事業所関係では具体的事業として相談機能の強化、ワークライフ

バランスへの取り組みなどを掲げるほか、社会貢献や地域とのネットワーク作りなどを推進するところもある。

## 収支差額は4400万円 / 人件費は11%増

法人全体の収入総額は25億1432万円、支出総額は24億6991万円で、収支差額は4441万円となる。このうち収入支出の大半を占める「福祉事業活動収支」では、収入のうちの自立支援費等収入は約16億2500万円で前年度比15%アップしているが、主な要因としてグループホーム利用者負担金（家賃、食材費、共益費等）を簿内処理したことや補助事業収入の介護職員処遇改善助成金などが含まれている。

一方、支出では人件費、事務費、事業費の伸びが大きく、前年度に比べてそれぞれ11.8%、14.1%、60.5%のアップ。このうち人件費は新規

採用26人、トレーニー職員への登用14人、登録ヘルパーの増員のほか、先の処遇改善助成金なども含まれており、総額は約11億8700万円。これによって職員全体におけるパート職員数の比率は7%ほど低くなり、25%となっている。事務費支出は約2億9400万円で、本部事務局のホームページのリニューアルやリフレッシュ休暇の財源担保で4780万円。事業費は約3億5800万円でグループホーム利用者負担金の簿内処理を含め前年度より約1億3500万円増。また財務活動支出では、ケアホームたんぼぼの返済金2640万円などとなっている。

### 【平成22年度 資金収支予算書】

(単位:千円、%)

項 目		平成21年度 当初予算(a)	平成22年度 当初予算(b)	増減 (b)-(a)	前年比増減率 (b)/(a)-100		
就労支援	収入						
	就労支援事業収入 (1)	273,525	271,438	2,087	0.8		
	支出						
	就労支援事業支出 (2)	273,525	278,130	4,605	1.7		
	就労支援事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	0	6,692	6,692	0.0		
福祉事業活動による収支	収入	私的契約利用料収入	1,536	618	918	59.8	
		自立支援費等収入	1,413,069	1,625,507	212,438	15.0	
		利用料収入	5,397	5,004	393	7.3	
		介護保険収入	1,080	1,946	866	80.2	
		経常経費補助金収入	170,758	200,472	29,714	17.4	
		寄附金収入	600	100	500	83.3	
		雑収入	38,313	45,338	7,025	18.3	
		補助事業収入	0	46,959	46,959		
		受取利息配当金収入	11	6	5	45.5	
		会計単位繰入金収入	0	223,048	223,048		
		経理区分間繰入金収入	265,818	92,126	173,692	65.3	
		福祉事業収入計(4)	1,896,582	2,241,124	344,542	18.2	
		支出	人件費支出	1,061,821	1,187,053	125,232	11.8
			事務費支出	258,129	294,413	36,284	14.1
	事業費支出		223,097	358,069	134,972	60.5	
	借入金利息支出		3,900	3,690	210	5.4	
	会計単位繰入金支出		0	223,048	223,048		
経理区分間繰入金支出	265,818	92,126	173,692	65.3			
福祉事業支出計(5)	1,812,765	2,158,399	345,634	19.1			
	福祉事業活動資金収支差額(6)=(4)-(5)	83,817	82,725	1,092	1.3		
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	2,100	1,760	340	16.2	
		施設整備等収入計(7)	2,100	1,760	340	16.2	
	支出	固定資産取得支出	3,743	13,363	9,620	257.0	
		施設整備等支出計(8)	3,743	13,363	9,620	257.0	
	施設整備等資金収支差額(9)=(7)-(8)	1,643	11,603	9,960	606.2		
財務活動による収支	収入	借入金収入	0	0	0		
		積立預金取崩収入	0	0	0		
		財務活動収入計(10)	0	0	0		
	支出	借入金元金償還金支出	20,000	20,020	20	0.1	
		積立預金積立支出	0	0	0		
		財務活動支出計(11)	20,000	20,020	20	0.1	
	財務活動資金収支差額(12)=(10)-(11)	20,000	20,020	20	0.1		
	予備費(13)	62,174	44,409	17,765	28.6		
	当期資金収支差額合計(14)=(3)+(6)+(9)+(12)-(13)	0	0	0	0.0		

## 韓国の新しい障害者施策づくりに全力投球

さる2月26日に開かれた韓国障害者福祉施設協会総会で第9代に続いて第10代の会長に再選されたイム・ソンマンです。

2007年3月、会長就任当時、韓国の障害福祉界を取巻いていた政策環境の変化と新しい社会的要求は、とても大きく困難で手に余る状況でありました。措置の対象だった障害者の権利意識が高められ、障害者の自立生活運動が活発になりました。また、障害者が一つの政治的勢力として登場した時期でもありました。2006年12月に国連で国際障害者権利協約が採択されたことで、国内では障害者の権利運動がさらに弾みをつけ、障害当事者の主導の下で障害者差別禁止法が制定されました。これによって国内では、国際障害者権利協約と国内法とが同じ効力を確保できるように国内法の検討が始められました。そして2009年2月には国際障害者権利協約が国会で批准され、障害者差別禁止法もともに施行されました。

今や、障害者関連の政策とサービスに一大変革が起きています。政府の政策もまた、施設中心から障害者の権利を基盤とした選択と参与へと、再編、拡大する流れが始まりました。そして、障害者活動補助事業が拡大、施行され、障害者が消費者の立場でサービスを買うというパウチャー事業が次々と拡大されています。

このような状況でわが国の障害者福祉施設も、供給者中心から利用者中心の運営方式へとの変化を受け入れざるを得ない状況であります。あまりにも急に進められた変化と要求だったことから、既存のサービス機関は変化に対する要求を受け入れることがとても困難で、障害運動家たちと施設とが対立するという様相が続きました。

このような状況は施設協会会長の立場ではジレンマとなりました。施設の利益を強調すれば障害者の権利を無視するという批判を受けるようになるし、障害当事者の立場を強調すれば施設運営が困難を味わうことになるからです。



それまで以上に冷静に落ち着いて社会福祉の世界的流れや私たちの社会が求める施設政策の変化とは何なのか、考え苦悶しました。協会内に政策室をつくり、また専門家との現場参与のための多様な研究

を通し、「障害者福祉施設の機能と構造に対する革新方法」を提示しました。これを政府が受け入れて施設の機能変更のための政策づくりが始まりました。主なポイントは「施設の小規模化」、「利用者本位の施設運営体系の構築」、「国家水準のサービス最低基準づくり」などで、これを実現するために新規設置の施設は定員を30人以下に制限するとともに、政府、施設、利用者の三者利用契約方式の導入、サービス最低基準づくり、利用者参与のマニュアルの開発と普及、報酬の現実化、従事者に対するマニュアル教育・訓練などが行われています。

このような変化は障害者とサービス提供機関に新しい希望とビジョンを与えますが、反対に多くの試練を受け入れることになるでしょう。新しい任期中にこのような政策(案)を実行計画として具体化しなければなりません。傷ついた施設の自尊心も立て直し、障害者の権利と福利、または向上可能な政策とサービスを開発し、提出することが私と協会の重要な課題となっています。私はわれわれに与えられた課題がどんなに難しいかを知っています。だから多くの憂慮はありますが、施設長たちが私を選んでくれたことを少なからず信じています。今後もわれわれが進まなければならない道は遠く、険しいことが予測されます。私の任期が終わるその日まで達成できる目標かどうかわかりませんが、そのことが価値ある道で、正しい道だと信じています。終わりまでご声援を賜り、見守っていただくことをお願いいたします。

## 障がい者の自立支援と社会参加の促進

我が国に於ける障がい者の数は2009年現在、700万人程だといわれております。日本では又、人口減少の社会を迎えておりますが、障がい者数は、必ずしも減少化とは言えない現状です。そして、ここ10年ほどは発達障がい者や精神障がい者等は増加の傾向にあると言われております。民生委員児童委員の活動の趣旨として、2007年、民生委員児童委員の全国大会が創立90周年を迎え、東京で開催され、制度100年に向かってのスローガンとして『広げよう、地域に根ざした思いやり』行動宣言が決議され、『安心して住み続けることが出来る地域社会作り』等、まさに障がい者のテーマといっても過言ではないと思います。そこで、これらの問題について、

障がい者福祉をめぐる国際的動きとして、第二次世界大戦が終わって間もなく今ではもっとも福祉が進んでいると称されている、デンマークの知的障がい者施設で隔離収容、全体主義的傾向の処遇、運営実態に親の会や政策関係に関わっていた指導者が『もうナチスのような収容所』は止めるべきだと国民的運動に発展させました。その国民的運動は、どのような障がいがあるかと、ごく当たり前生活を保障すべきだという『ノーマライゼーション』の理念に発展し北欧のみならず全世界に発信され、今日それぞれの国々で発展させています。

障がい者福祉をめぐる国内動向として、我が国の戦後処理の最大のテーマは児童福祉問題と障がい者問題でした。占領下政策、でも最重要課題として、それぞれ政策、法制化されました。特に、障がい者の増加傾向に伴い、専門施設の整備、医療、福祉リハビリ、地域生活支援、自立活動が強化拡充策として取り組まれてまいりました。

障がい者の自立支援と社会参加について、障がい者福祉の前進には他の分野の福祉活動よりも、おそらく最も欧米の思想と実践の影響を受けて来たものと思います。戦後のノーマライゼーションの思想は勿論、アメリカのリハビリテーションや障がい児を排除しない教育や地域での社会的自立などを考えたインクルージョンなどの欧米思想と実践、ベトナム戦争から帰還した米兵障がい者自立生運動などが我が国自立生活支援や社会参加活動として今日的展開とし

北九州市民生児童委員協議会  
会長 小林 勤



て実践されてきました。

障がいのある人の地域に於ける生活支援について、戦後の国際的、国内的（障がい）に対する理解は本人の身体、知的、精神障がい、発達障がい等の心身の機能障がいに焦点が当てられ、そこからの克服が主たるテーマでした。しかし、21世紀を迎え『真の障がい』とは本人の問題よりもその本人を取り巻いている社会の側に問題があり、それらの『環境の変革』にこそ障がいのあるものもないものも同等に生活出来る、地域での生活支援を考えるべきだとし(ICFの思想)今日、そのような思想で実践が試みられています。

終わりに、我が国の『障がい者の自立支援と社会参加の促進』の歴史や政策法制度について、ふれてきましたが法制上では『障がい者自立支援法』について、ふれない訳にはいきません。昨年の国会に於いて、審議されるはずでしたが衆議院が解散になった為この法の改正案は審議されないまま廃案になってしまいました。しかし、今後は新政権のもと、『障がい者総合福祉法』が審議されることになると思います。

民生児童委員としても障がい者や障がい児と接しながら、生活支援、自立支援、社会参加の支援に関して、彼らのニーズに応えるべく、積極的に活動の和を広げて参りたいと思います。その為には、まず、私達民生委員児童委員の活動が社会奉仕の精神のもと、『自主性』、『奉仕性』、『地域性』を基本として活動しておることが地域住民の方々に理解して頂ける事が大切な事と思います。尚、我が国では、昭和二十年代から重症心身障がい児の自立、生活支援で先駆的活動に貢献された、糸賀一雄氏がおりました。彼は、『この子らに世の光』をではなく、『この子らを世の光に』と既に欧米の先進的思と変わらない思想と実践に取り組みました。今あらためて、彼、糸賀一雄氏の業績を称えつつ現代社会でも推進して行くべきだと痛感いたしました。

# ..... ● Topics (法人の動きから) ● .....

## 理事会 / 22年度事業計画、予算、人事など了承

育成会の理事会が26日行われ、22年度事業計画や予算、さらには新役員等を決定した。このうち事業計画は本部、エリア、施設・事業所の26カ所からなるもので、いずれもが法人の第2次中期経営計画の重点事業(使命感あふれる人づくり、利用者満足のサービスづくり、自立に向けた法人づくり)を踏まえて、職員の育成やサービスの向上、さらには経営の効率化などを上げている。また、予算関係は総収入約25億1400万円に対し総支出は24億7000万円です。差額は4400万円強。このうち大宗をしめる福祉事業活動によるものは、収入が職員



22年度事業計画などを了承した理事会

処遇改善助成金やグループホーム会計の簿内処理等から膨らんだものの、同額のもが支出されるほか、人件費や事務費、さらには事業費等が増高したため、差額は約8270万円となって前年度を下回っている。一方、人事案件では二人の理事の退任に伴い、藤原梅幸氏(北九州市高齢者福祉事業協会副会長)と久森栄子氏(北九州市手をつなぐ育成会(親の会)副会長)が新たに就任することになったほか、諸富徳和職員がエリアマネージャー、小川誠治職員が若松工芸舎事業所長、水口佐代職員が春ヶ丘学園副事業所長に就任することが決まった。また、新評議員2人の選任も了承した。なお、同理事会では労働基準法の改正に伴う関係の職員就業規則や育児介護休暇規程などの見直しも提案され、了承された。一方、これより先に開かれた評議員会でも事業計画や予算、さらには新理事等の人事案件が承認された。

### 第1回理事会 / 理事長と同代行を選出

新体制による第1回の理事会が26日開かれ、北原守氏を理事長に、服部栄子氏(北九州市手をつなぐ育成会(親の会)副会長)を理事長代行に選任した。任期は24年3月末まで。北原理事長は66歳。福岡県議会議員を6期24年間務めるとともに、平成6年4月から第3代理事長

として育成会の発展に関わってきた。現在は、全日本育成会副理事長、北九州市障害福祉団体連絡協議会長として福祉活動に携わっているほか、福岡県立大学経営協議会委員、中国・遼寧大学日本研究所名誉教授、福岡県日朝友好協会会長などを務めている。小倉北区在住。

服部理事長代行は、早くから親の会運動に携わる一方で、ホームヘルパーとしても勤務し、平成10年4月から法人育成会の評議員を、同12年からは知的障害者相談員を務めている。現在、親の会では副会長。門司区在住。

### 苦情解決連絡協議会 / 10周年記念行事を開催へ

育成会の苦情解決連絡協議会が3月19日、「ウェルとばた」で行われ、21年度の活動について総括するとともに、22年度の活動展開について話し合った。この中で北原守理事長は22年度は苦情解決制度が創設されて10年になるとして、記念イベントを行って次の発展につなげたいとの考えを披瀝した。これには法人の「苦情解決推進委員会」から同理事長(委員長)らが、また第三者機関の「苦情解決委員会」からは今村浩司委員長らが出席。

育成会では利用者サービスの向上を目指して、弁護士3人を含む6人の委員で構成する第三者機関の「苦情解決委員会」を設置し、推進委員会と相互に連携をながら、利用者や家族等の苦情や要望に対処している。

### 育成会 / 有給休暇の時間単位での取得など決定

「経営会議」は3月8日、労働基準法、並びに育児介護休業法の改正への対応について協議し、育成会としての考えをまとめた。いずれもこの4月1日から実施される。

労働基準法の改正では、年次有給休暇を時間単位で取得できるようにすることなどが盛り込まれており、これまでの一日及び半日に加えて、一時間単位でも年次有給休暇が取れるようになる。一方、育児・介護休業法の改正では、子育て中の短時間勤務及び所定外労働(残業)の免除の義務化などを定めている。育成会では、これらの改正に沿って職員就業規則や育児介護休業規程を見直すとともに、子の看護休暇では休暇中の給与支給をパート職員などまで拡充して有給とすることを決めた。また、今回新たに設けられた介護休暇においても全ての職種で有給とすることにした。

### 3月の苦情は 3件 (3月20日現在)

- ・苦情解決委員会 意見箱への投函件数 3件
- ・苦情解決推進委員会 施設現場からの報告 0件

## 法人の予定

- ・4/1 - 辞令交付式
- ・4/5 - 経営会議・苦情解決推進委員会
- ・4/12 - 経営会議
- ・4/18 - 法人事業説明会
- ・4/9 - 経営会議
- ・4/19 - 研究センター運営委員会、ルッグマネジメント推進委員会
- ・4/26 - 経営会議
- ・4/28 - 施設長・事業所長全体会議